

就学援助制度 判定基準変更について

現在、本市では、就学援助費の認否判定の基準を「収入」としており、基幹系システムに収入額のデータがないため、基幹系システムとの連携ができず、収入額については全て就学援助システムに手入力している状況である。

また、給与所得者の場合は、源泉徴収票等により収入額を正確に把握することができるが、事業所得者については、確定申告の所得額から逆算して便宜上、給与収入相当額を算出している。

学務課においては、添付書類を減らして市民が申請する際の負担を減らせないか、また事務効率をより良くするために税連携が可能な「総所得」に判定基準を変更できないか以前から検討を重ねてきた。

本市の基幹系システムについては、現在、令和 4 年 1 月の稼働を目指し、三鷹市、日野市と共同で再構築を行っており、就学援助システムも再構築に含まれている。その中で、三鷹市、日野市は現在判定基準を「総所得」としており、再構築後も税連携を行うこととしている。また、基幹系システムのカスタマイズ内容、要件定義は令和 2 年度中に決定するため、今年度中に本市の就学援助制度の方向性を決める必要がある。

これらの状況を踏まえ、本市では今回の基幹系システムの再構築を契機に、添付書類の入手・提出の省略等、申請者の負担軽減や、より生活実態に即した判定による公平性の確保等、市民サービスの向上および事務の効率化を図るため、判定基準を「総所得」に変更することとしたい。

なお、**判定基準については準要保護の適用水準を現行（第 68 次生活保護基準による収入の 1.5 倍）と同水準とし、現在の収入による認定者が否認定とならないよう、悉皆調査をして十分に留意した。**

1. 多摩 26 市の状況（平成 31 年度）

所得により判定している自治体	13 市 第 68 次（平成 24 年）生活保護基準…8 市（日野市） 第 71 次（平成 27 年）生活保護基準…1 市 第 73 次（平成 29 年）生活保護基準…4 市（三鷹市） ※日野市は令和 2 年度において判定基準見直し予定。 ※三鷹市は前々年の生活保護基準を採用する旨規定あり。
収入により判定している自治体	13 市（立川市を含む）

2. 本市の方向性

- (1) 令和 2 年 4 月から制度改正
- (2) 世帯総所得金額を使用する。
- (3) 判定基準は、現行と同様の平成 24 年時点の第 68 次生活保護基準とする。

3. 収入判定、所得判定のメリット、デメリット

基準	メリット	デメリット
収入	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護と就学援助の判定基準がともに収入となり、生活保護との対比がわかりやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●所得と比較し、生活実態との乖離がある。 ●申請にあたり、源泉徴収票、確定申告書、離職票、課税証明書等の添付書類が必要となり、申請者の負担となっている。 ●事業収入について正確な把握ができず、現在、事業所得から収入を逆算して求めているが、事業所得は控除後の金額であるため、給与収入と計算方法が異なり不公平が生じる。 ●基幹系システムと連携ができないため、手動で入力および判定を行う必要がある。また、非課税所得は自己申告となるため、正確な収入額の把握が困難である。 ●事務処理に時間がかかる。
所得	<ul style="list-style-type: none"> ●所得のほうが収入より生活実態を反映している。 ●基幹系システムとの連携が可能となり、源泉徴収票、課税証明書等の収入確認書類の取得、提出が省略でき、市民の負担が軽減される。 ●基幹系システムとの連携により、正確で公平な認否判定が可能。 ●家計実態に近く理解しやすく、市民への説明が容易。 ●基幹系システムとの連携により、事務手順が短縮される、また業務ミスの削減が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ●認定基準に用いる課税証明書が市外で発行される者（直近の転入者）についてはシステムとの税連携ができず、市外で発行される課税証明書を添付する必要があるため、認定時期が遅れる可能性がある。（最長で1か月程度） ●見かけ上、就学援助の認定倍率が収入判定よりも低くなり、基準が厳しくなったと誤認される恐れがある。

4. 判定基準の比較

区分	総所得による判定	総収入による判定
非課税収入	判定に含まない。	判定に含む。（遺族年金、失業給付、出産手当等）
事業者所得	課税台帳上の総所得金額を使用	申請時に申し出た収入額と総所得額を収入額に逆算した金額を比較し、低い方を使用。
繰越控除	判定に含む。	判定に含まない。

5. 判定基準について

(1) 認定水準

第 68 次生活保護基準に対し、世帯総所得が 1.00 倍以下

(現行基準…第 68 次生活保護基準に対し、世帯総収入が 1.5 倍以下)

(2) 影響

判定基準見直しによる影響は H31. 4. 1 の就学援助申請データをもとに計算すると下表のとおり

①認定世帯数

	現行	見直し後	増加	影響額
認定世帯	472 世帯 (733 人)	555 世帯 (846 人)	83 世帯 (113 人)	約 1,060 万円増

②増加内訳

小学生 @ 80,466 円 (注) × 80 人 = 6,437,280 円

中学生 @ 125,683 円 (注) × 33 人 = 4,147,539 円

合計 = 10,584,819 円

(注) 準要保護児童・生徒の支給平均額を平成 30 年度決算額より算出。

(3) 増要因

要因 i) 事業所得者で、所得から逆算した収入額より、実際の収入額が低い世帯。
…(給与所得控除ほど経費がかかっていない事業者)…

要因 ii) 世帯員に 65 万円未満の収入がある世帯員がいる世帯。

要因 iii) 非課税収入 (遺族年金、失業手当、出産手当等) がある世帯。

要因 iv) 繰越損失がある世帯。

要因 v) 家賃の負担額が高い世帯。(所得に対する家賃の割合が高い世帯。複合的に影響)。

※要因 v は他の原因と複合的に影響するため、ほぼすべてのアンマッチ世帯に影響を及ぼしている。

(4) 他市比較

第 68 次生活保護基準を適用して判定している市との比較は以下のとおり

①総所得で判定している市

1.3 倍	1.2 倍	1.1 倍	1.0 倍
日野市	国分寺市	調布市、狛江市	青梅市、羽村市

②合計所得で判定している市

1.1 倍
町田市、小平市

③収入で判定している市

1.64 倍	1.5 倍	1.4 倍
昭島市	小金井市、清瀬市、あきる野市	東久留米市、多摩市

6. 今後のスケジュール

- 12月 文教委員会（12日）
- 1月 保護者向け令和2年度就学援助制度案内配布（改正内容反映）
- 2月 個人情報保護審査会
- 3月 第5回教育委員会定例会（規則改正）
- 4月 契約締結後システム改修・環境テスト ⇒ システム稼働開始（5月上旬）